

小規模事業者持続化補助金 様式の作成および申請の流れについて ＜第4回コロナ特別対応型＞

＜はじめに＞本補助金は、給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。費用は、完了後に後払いで交付するもので、費用の立替えおよび自己負担が必要です。また、採択後に書類の提出や保管義務などがございます。ご注意ください。

※制度内容の詳細や判断については、「日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局（連絡先2ページ目に記載）」にお問い合わせください。

＜申請の流れ＞

1. 「公募要領」「様式」「よくある質問」の最新版をダウンロードし印刷をする

※日本商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.jizokukahojokin.info/>

書式が「日本商工会議所提出用」となっていることをご確認ください。



2. ご自身にて様式の作成および必要書類を用意する

「公募要領」「よくある質問」の内容を確認し「様式」を作成します。

※参考：（様式の書き方）東京商工会議所ホームページにて動画でご案内しています。



書類を作成したら

面談不要の場合

3. 「様式②経営計画書」について専門家との面談をご希望の場合は、予約を東京商工会議所世田谷支部にする

東京商工会議所世田谷支部 電話：03-3413-1461

（9：30～17：00/土日祝日、年末年始の休業日除く）

＜予約当日のお願い＞

お持ちいただく書類：「様式①、②、④」を2部印刷してお持ちください。

予約時間について：予約時間の10分前に必ずお越しください

遅刻された場合、終了時間は延長できません。

※コロナ特別対応型の「様式3」提出は任意になりました。

様式3の添付有無は、採択審査上影響はありません（日本商工会議所HP記載）



4. 「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」に申請書類一式を提出する 申請書類一式が揃ったら、下記に締切日までに郵送（郵便のみ）にて提出する。

〒151-8799 代々木郵便局留め

「日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局」

※「一般型 応募書類在中」と記載する

（※USBなど電子データを含む）

※提出書類は、公募要領後半に掲載の「応募時提出資料」にてご確認ください。

世田谷区に事業者所がある小規模事業者様

<お問い合わせ先> 制度内容や判断については事務局にお問い合わせください
日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局
電話： 0570-077025
(9:30~12:00、13:00~17:30/土日祝日、年末年始の休業日除く)

<提出後、以降について>-----

以降は、事業者様と日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局※のやり取りになります。(※以下、日本商工会議所と省略。)

東京商工会議所は、関与しておりませんので詳細は日本商工会議所にお問い合わせください。

5. 採択・不採択の通知



6. 交付決定通知書の送付 (日本商工会議所→事業者)



7. 補助事業完了・報告を事業者が「日本商工会議所」にします。必要書類等あり。
(事業者→日本商工会議所)



8. 確定検査、確定通知書の送付 (日本商工会議所→事業者)



9. 補助金請求 (事業者→日本商工会議所)



10. 補助金の支払い (中小企業基盤整備機構→事業者)

採択後、書類の提出や書類の保存期間 (会計検査院監査対象の為) が定められています。また、所定の所得財産について譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限がありますので、充分ご留意ください。詳細は、公募要領をご確認ください。